

農山漁村地域整備計画の事前評価

【令和6年4月22日】

計画の名称	岡山県農村地域整備計画（第4期）
計画策定主体	岡山県
対象市町村	岡山市、津山市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、勝央町、倉敷市、美作市、奈義町、備前市、新見市、鏡野町、和気町、真庭市、美咲町、玉野市、笠岡市
計画の期間	令和6年度～令和10年度（5年間）
計画の目標	「儲かる産業としての農林水産業の確立」
定量的指標 【農林水産業を支える生産基盤の整備、長寿命化対策】 (1) 水利施設整備 ①基幹水利施設等の長寿命化（0施設→8施設） 老朽化した基幹水利施設及び地域農業水利施設の補修や更新を実施した地域において、施設の安定的な機能確保とライフサイクルコストの低減を8施設以上で実施する。 (2) (農道整備) ①農道の早期開設に向けた近隣集落への接続 農道を整備することにより、輸送時間の短縮と安全性が向上。 ②農道施設の定期点検の実施（0箇所/年→2箇所/年） 農道施設の定期点検を行い、保全対策に必要な施設の状態を把握する。 【農山漁村の防災・減災対策】 (1) (海岸保全施設整備_農地) ①背後集落や農地における高潮等に対する堤防高の確保（1,447ha） 防護機能の向上のため、背後地の重要度の高い海岸から、整備を推進していく。 ②海岸保全基本計画の変更による海岸整備の推進（0海岸→25海岸） 令和7年度までに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行い、海岸整備の推進を図る。 【中山間地域の農林水産業と農山漁村の活性化】 (1) 農村整備_農村集落整備 ①農村地域における利便性の向上（0地区→1地区） 中山間地域総合整備型及び集落基盤再編型により農業生産基盤と併せ農村生活環境を整備した地域において、快適性・利便性・安全性のいずれかを2/3以上の集落で改善する地区を1地区とする。 (2) 農村整備_農業集落排水 ①水質保全と農村生活環境の維持（0地区→2地区） 老朽化した農業集落排水施設の整備を実施した地域において、水質保全と施設の安定的な機能を確保する地区を2地区とする。	

1 目標の妥当性		
項目	適合の有無	検証の指標
①農山漁村地域整備計画の趣旨（農山漁村地域のニーズに即して作成する）との適合	有 ・ 無	農村地域の課題に適切に対応する目標となっている
②施策・計画等との整合	有 ・ 無	県が策定した振興計画と整合している（計画名：21おかやま農林水産プラン）

2 整備計画の効果・効率性		
項目	適合の有無	検証の指標
①整備計画の目標と定量的指標の整合性の確保	有 ・ 無	「21おかやま農林水産プラン」に基づく目標を達成するために必要な3つの施策に対応した定量的指標となっている
②事後評価が可能となる適切な指標	有 ・ 無	事業完了時に評価が可能となる指標となっている
③交付対象事業の実施による効果の評価するための指標としての適合	有 ・ 無	事業の実施により効果が発揮される指標となっている

3 整備計画の実現の可能性		
項目	適合の有無	検証の指標
①円滑な事業執行の環境が確保されている	有 ・ 無	各事業の事業計画の内容等について、市町村及び受益農家の同意及び地域住民の理解を得ている
②地元の機運が醸成されている	有 ・ 無	土地改良法該当事業は全て事業計画は確定しており、早期の事業実施が望まれている